

安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

安城市長 三 星 元 人

安城市条例第 1 7 号

安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1
年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「			を
農地利用最適化推進委員	月額	2 6 , 5 0 0 円	
」			
「			に
学校運営協議会委員	年額	1 2 , 0 0 0 円	
農地利用最適化推進委員	月額	2 6 , 5 0 0 円	
」			

改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。